

施策1-2-1 防犯対策の推進

直接目標

- 市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
空き巣等の刑法犯認知 件数 (神奈川県警察統計資 料)	10,685 件 (平成26年)	10,400 件以下 (平成29年)	9,900 件以下 (平成33年)	9,400 件以下 (平成37年)
路上喫煙防止重点区域 通行量調査で確認され た喫煙者数 (市民・こども局調べ)	42 人 (平成26年度)	36 人以下 (平成29年度)	29 人以下 (平成33年度)	23 人以下 (平成37年度)
消費生活相談の年度内 完了※率 (経済労働局調べ)	97.7% (平成26年度)	98.0%以上 (平成29年度)	98.0%以上 (平成33年度)	98.0%以上 (平成37年度)

※ 完了とは、年度内に相談対応が完了したことを指します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○防犯対策事業	●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ・「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施 ・地域で活動する自主防犯活動団体への支援 ・各種イベント等における広報啓発活動の実施 ●防犯カメラの設置補助の制度創設の検討 ●防犯灯のLED化促進に向けたESCO事業の導入準備と移行希望調査の実施 ●警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施 (H26 診断件数：97 件) ●出張防犯相談コーナー（各区役所・支所に臨時設置）の開設 (H26 開設回数：37 回) ●専門相談員による犯罪被害者等支援相談の実施	●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ・「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施 ・地域で活動する自主防犯活動団体への支援 ・各種イベント等における広報啓発活動の実施 ●防犯カメラの設置補助の制度創設の検討及び実施 ●ESCO事業による防犯灯交換工事の実施 (ESCO事業移行防犯灯数：67,881 灯) ●警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施（診断件数：100 件以上） ●出張防犯相談コーナー（各区役所・支所に臨時設置）の開設 (開設回数：40 回以上) ●専門相談員による犯罪被害者等支援相談の実施	→ ●防犯カメラの設置補助の実施 ●ESCO事業による防犯灯の維持管理の実施 → → →	事業推進	
○路上喫煙防止対策事業	●路上喫煙防止指導員による巡回活動・指導、啓発等の実施 ●ポイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施 (H26 開催回数：85 回) ●路上喫煙通行量調査の実施 ●路上喫煙防止重点区域の指定（鹿島田・新川崎駅周辺）	●路上喫煙防止指導員による巡回活動・指導、啓発等の実施 ●ポイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施 (開催回数：85 回以上) ●路上喫煙通行量調査の実施 ●路上喫煙防止重点区域の拡大等に向けた検討・実施（溝口駅南口広場等）	→ → →	事業推進	
○客引き行為等防止対策事業	●「客引き行為等防止条例」の制定	●客引き行為等防止の重点区域の指定（川崎駅東口周辺） ●商店街や県警と連携した条例の周知や防止キャンペーン等の実施 (開催回数：2 回以上) ●客引き行為等防止指導員の巡回活動による指導、啓発等の実施	→ →	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標			
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降	
○消費生活相談情報提供事業 消費生活に関する相談に対し必要な情報提供等を行い、消費者被害の救済及び未然防止を図ります。	●消費生活相談に係る相談窓口体制の充実 ●「消費者行政センターの組織及び運営等に関する条例」の制定	●消費生活相談に係る相談窓口体制の強化 ・休日の相談受付の試行 ●「次期消費者行政推進計画」(H29 から H31) の策定 ●「消費者行政センターの組織及び運営等に関する条例」の施行 ・消費生活相談員の専門性等に配慮した人材配置 ・消費生活相談員等に対する研修機会の確保 ・情報の適切な管理等	●消費生活相談に係る相談窓口体制の強化 ・休日の相談受付の検証及び対応 ●「次期消費者行政推進計画」(H29 から H31) の推進 ●条例に基づく消費者行政センターの運営	事業推進	
○消費者啓発育成事業 消費者被害の未然防止及び消費者の自立を支援するため、消費者教育の効果的な推進を図ります。	●年齢や特性に応じた消費者教育の展開 ●ホームページやメールマガジン等を活用した情報発信の充実 ●出前講座、講演会の実施	●年齢や特性に応じた消費者教育の展開 ●ホームページやメールマガジン等を活用した情報発信の充実 ●出前講座、講演会の実施	→ → →	事業推進	
消費者自立支援推進事業 安心な消費生活を実現するため、消費者団体による活動の支援や消費者被害の未然防止等に向けた取組を推進します。	●消費者被害の未然防止等に向けた取組の充実 ●「消費者行政事業概要」の作成 ●消費生活モニターを通じた消費者との意見交換や消費者団体の支援の実施	●消費者被害の未然防止等に向けた取組の強化 ●「消費者行政事業概要」の作成 ●消費生活モニターを通じた消費者との意見交換や消費者団体の支援の実施	→ → →	事業推進	

施策1-2-2 交通安全対策の推進

直接目標

- 市内の交通事故を減らす

主な成果指標

名 称 (指標の出自)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	3,696 件 (平成26年)	3,500 件以下 (平成29年)	3,200 件以下 (平成33年)	3,000 件以下 (平成37年)
放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	3,367 台 (平成27年度)	3,200 台以下 (平成29年度)	2,800 台以下 (平成33年度)	2,600 台以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○交通安全推進事業	交通事故の防止に向け、行政、交通安全関連団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすいまちの実現をめざした活動を進めます。 ●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動の実施 ●幼児、小・中・高校生や高齢者への交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施 (H26 開催回数：481 回) ●自転車マナーアップ指導員による自転車事故多発地域を中心とした巡回活動の実施 ●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン路面表示や電柱巻付表示の設置 (H26 設置件数：「路面表示」76 件「電柱巻付表示」620 件) ●交通事故相談所（高津区役所内）における交通事故被害者支援のための専門相談の実施	●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動の実施 ●交通安全意識の高揚に向けた年齢段階に応じた交通安全教室の実施 (開催回数：490 回以上) ●自転車マナーアップ指導員による自転車事故多発地域を中心とした巡回活動の実施 ●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の推進 (設置件数：「路面表示」50 件以上「電柱巻付表示」850 件) ●交通事故相談所（高津区役所内）における交通事故被害者支援のための専門相談の実施	→ → → →	事業推進
○安全施設整備事業	交通事故の抑止を目的とした歩道設置や交差点改良、カーブミラー、区画線などを整備し、歩行者等の安全を確保します。 ●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置 (H26：2,400m) ●交通事故を抑止し、交通の円滑化を図る交差点改良の実施 (H26：29 か所) ●道路標識、防護柵、カーブミラー、区画線などの道路安全施設の整備	●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置 (1,500m 以上) ●交通事故を抑止し、交通の円滑化を図る交差点改良の実施 (7 か所以上) ●道路標識、防護柵、カーブミラー、区画線などの道路安全施設の整備	→ → →	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○放置自転車対策事業	●駐輪場等の整備 - 溝口駅南口駅前広場駐輪場の完成 - 向ヶ丘遊園北口立体駐輪場の整備 ●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策の推進 - 新川通り代替駐輪場の調査 ●放置禁止区域の指定 - 二子新地駅 - 国道 15 号 ●放置対策・利用環境整備の推進 - 放置自転車の撤去 - 駐輪場への誘導 放置自転車の削減に向けて、駐輪場整備や駐輪場の利用促進などの取組を進めます。	●駐輪場等の整備 - 駐輪場不足地区への整備・拡充（登戸駅、武蔵溝ノ口駅ほか） - 向ヶ丘遊園北口立体駐輪場の完成 ●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策の推進 - 新川通り通行環境整備及び小川町地区代替駐輪場計画の策定 - 京急高架下駐輪場の設計 - 市役所通り通行環境整備の効果検証 ●放置禁止区域の調整 - 宿河原駅 ●放置対策・利用環境整備の推進 - 放置自転車の撤去 - 駐輪場への誘導	→	事業推進
踏切道改善推進調査事業	●踏切の安全性向上に向けた取組の推進(H27 川崎堀踏切ほか３か所)	●踏切の安全性向上に向けた取組の推進	→	事業推進

施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

直接目標

● 誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
バリアフリー化すべき 重要な特定の道路※ ¹ の 整備割合 (まちづくり局調べ)	35% (平成26年度)	65%以上 (平成29年度)	100% (平成32年度)	100% (平成37年度)
市内法人タクシーに占 めるユニバーサルデザ インタクシーの割合 (まちづくり局調べ)	2.5% (平成26年度)	10%以上 (平成29年度)	10%以上 (平成32年度)	10%以上 (平成37年度)
誰もが安全・安心に公 共的施設※ ² を利用でき ると感じる人の割合 (市民アンケート)	49.1% (平成27年度)	49.3%以上 (平成29年度)	49.7%以上 (平成33年度)	50.0%以上 (平成37年度)

※1 重要な特定の道路：高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路

※2 公共的施設：福祉のまちづくり条例第2条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○ユニバーサルデザイン推進事業	●多言語表示など、サインに関する「ユニバーサルデザイン方針」の検討 ●「川崎駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定 ●「新百合ヶ丘駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定 ●バリアフリー基本構想等に基づく駅周辺地区ごとのバリアフリー事業の進行管理	●誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザイン方針」の策定 ●「溝口駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定 ●バリアフリー基本構想等に基づく駅周辺地区ごとのバリアフリー事業の進行管理	●「ユニバーサルデザイン方針」に基づく誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進 ・川崎駅周辺地区のユニバーサルデザインの取組の推進 ・川崎駅周辺地区をモデルとした今後の取組に関する検討 ●「武蔵小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業 バリアフリー基本構想及び推進構想地区において、高齢者や障害者等の移動の円滑化を推進します。	●基本構想地区の取組の推進 ・武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区 ●推進構想地区の取組の推進 ・津田山・久地・宿河原駅周辺地区 ・梶が谷・宮崎台駅周辺地区 ・中野島・稲田堤駅周辺地区	●基本構想地区の取組の推進 ●推進構想地区の取組の推進 ・津田山・久地・宿河原駅周辺地区 ・梶が谷・宮崎台駅周辺地区 ・中野島・稲田堤駅周辺地区 ・京急大師線沿線地区 ・ＪＲ南武支線沿線地区		事業推進
○ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業 ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	●ユニバーサルデザインタクシー導入補助の実施(H26：5台) ●ユニバーサルデザインタクシー対応の乗り場整備(新川崎駅、武蔵小杉駅、登戸駅)	●ユニバーサルデザインタクシー導入補助の実施(8台) ●拠点駅や公共施設、病院等を中心としたユニバーサルデザインタクシー対応乗り場整備の推進(溝口駅南口、新百合ヶ丘駅南口等) ●H30以降の導入目標を定める「ユニバーサルデザインタクシー導入方針」の検討	●ユニバーサルデザインタクシー導入補助の実施(8台以上) ●拠点駅や公共施設、病院等を中心としたユニバーサルデザインタクシー対応乗り場整備の推進 ●新たな「ユニバーサルデザインタクシー導入方針」の策定	事業推進
○南武線駅アクセス向上等整備事業 鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図ります。	●ＪＲ稲田堤駅の橋上駅舎化に関する詳細設計の実施 ●ＪＲ津田山駅の橋上駅舎化に関する詳細設計・用地取得の実施	●ＪＲ稲田堤駅の橋上駅舎化に関する用地取得 ●ＪＲ津田山駅の橋上駅舎化の工事着手 ●駅アクセス向上方策案の見直しに向けた検討	●ＪＲ稲田堤駅の橋上駅舎化に関する用地取得及び工事着手 ●ＪＲ津田山駅の橋上駅舎化に関する事業推進 ●駅アクセス向上方策案の見直し案の策定	●ＪＲ稲田堤駅の橋上駅舎化整備の完了(H31 予定) ●ＪＲ津田山駅の橋上駅舎化整備の完了(H31 予定)
○鉄道駅ホームドア等整備事業 高齢者や障害者をはじめとする駅利用者のホームからの転落や、ホーム上の列車接触事故を防止するため、ホームドア等の整備の促進により、安全で安心な公共交通環境の整備を推進します。	●東急東横線武蔵小杉駅(H26) ●東急大井町線溝の口駅(H27) ●東急田園都市線宮前平駅(H27)	●ホームドア等の整備促進 ・東急田園都市線		事業推進
福祉のまちづくり普及事業 エレベータやスロープの設置など建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会や「福祉のまちづくり条例」の適切な運用等により、安心して快適な生活を送ることができる福祉のまちづくりを進めます。	●神奈川県・横浜市と共催する建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会の開催(参加者数 H26：100人) ●「福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議における指導・助言等の実施(H27：204件) ●高齢者・障害者団体等により構成される「バリアフリーのまちづくり連絡調整会議」の開催	●神奈川県・横浜市と共催する建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会の開催(参加者数 年 100人以上) ●「福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議等における指導・助言等の実施(年:220件以上) ●高齢者・障害者団体等により構成される「バリアフリーのまちづくり連絡調整会議」の開催		事業推進

施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

直接目標

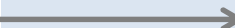
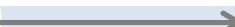
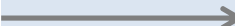
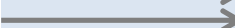
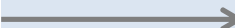
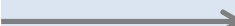
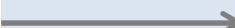
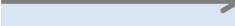
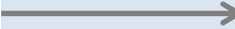
- 誰もが安全、快適に道路を利用できる

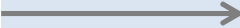
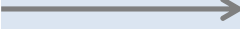
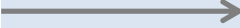
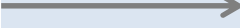
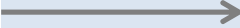
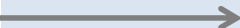
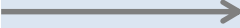
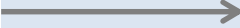
主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
道路施設の健全度 (5年以内に補修や修繕 が不要な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	73% (平成26年度)	81%以上 (平成29年度)	93%以上 (平成33年度)	98%以上 (平成37年度)
不法占拠解消の累計件数 (平成27年3月末時点の 不法占拠件数1,305件) (建設緑政局調べ)	90件 (平成26年度)	330件以上 (平成29年度)	650件以上 (平成33年度)	970件以上 (平成37年度)
被災時に復旧に寄与する 道路台帳図の割合 (建設緑政局調べ)	6% (平成27年度)	53%以上 (平成29年度)	100% (平成31年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○計画的な道路施設補修事業	●「道路維持修繕計画」に位置づけた道路施設の修繕 (H26 道路擁壁：1 か所) (H26 歩道橋：12 橋) (H26 トンネル：1 か所) ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 ・小倉跨線橋ほか 6 橋	●「道路維持修繕計画」に位置づけた道路施設の修繕及び点検 (道路擁壁：1 か所以上) (歩道橋：5 か所以上) (トンネル：5 か所) ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 ・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋の着手 ・境橋ほか 4 橋	●「道路維持修繕計画」に位置づけた道路施設の修繕 (道路擁壁：3 か所以上) (歩道橋：4 か所以上) ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 ・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋の事業推進 ・厳島橋ほか 4 橋	事業推進 ●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく維持補修 ・塩浜陸橋、生田根岸跨線橋の完成 (H30 予定)
○道路・橋りょう等の維持補修事業	●道路施設、駅前広場、橋りょうなどの適切な維持管理	●道路施設、駅前広場、橋りょうなどの適切な維持管理の推進		事業推進
○河川・水路維持補修事業	●「河川維持管理計画」の検討 ●河川施設等の保守点検、補修等の適切な維持管理	●「河川維持管理計画」の策定 ●河川施設等の保守点検、補修等の適切な維持管理の推進	●「河川維持管理計画」に基づく河川施設等の保守点検、補修等の適切な維持管理の推進	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
○道水路不法占拠 対策事業	●道路パトロール等の実 施による不法占拠の予防 と早期発見 ●不法占拠者に対する継 続的な除去指導の実施	●道路パトロール等の実 施による不法占拠の予防 と早期発見 ●不法占拠者に対する継 続的な除去指導の実施	 	事業推進
○道水路台帳整備 事業	●道路台帳図のデジタル 化の実施	●道路台帳図のデジタル 化の実施		事業推進
道路舗装事業	●交通需要の変化に伴う 幹線道路の舗装の強度不 足の解消 ●道路冠水対策の推進 ●生活道路の整備等	●交通需要の変化に伴う 幹線道路の舗装の強度不 足の解消 ●道路冠水対策の推進 ●生活道路の整備等	  	事業推進
屋外広告物管理事 業	●適正な屋外広告物許可 業務の実施 ●路上違反広告物の除去	●適正な屋外広告物許可 業務の実施 ●路上違反広告物の除去	 	事業推進
私道舗装助成事業	●私道舗装助成の取組の 推進（H26 助成件数：15 件）	●私道舗装助成の取組の 推進		事業推進
占用業務管理	●適正な道路占用業務の 実施 ・道路占用未申請物件 実態調査及び申請催告 の実施 ・路面下空洞調査の実 施 ●特殊車両通行許可業務 の実施 ●道路パトロールの実施 ●路上放置自動車等の路 上放置物件の処理 ●駅自由通路等の適切な 管理	●適正な道路占用業務の 実施 ・道路占用未申請物件 実態調査及び申請催告 の実施 ・路面下空洞調査の実 施 ●特殊車両通行許可業務 の実施 ●道路パトロールの実施 ●路上放置自動車等の路 上放置物件の処理 ●駅自由通路等の適切な 管理	    	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
測量助成事業 公図混乱地区の解消に必要な測量等の費用を助成し、私道の市道への移管の促進を図ります。	●測量助成対象団地との制度適用に向けた検討・調整 ●測量助成の手続及び私道の市道への移管の促進	●測量助成対象団地との制度適用に向けた検討・調整 ●測量助成の手続及び私道の市道への移管の促進	 	事業推進
地籍調査事業 土地境界の確定により、土地取引の円滑化や災害復旧の迅速化などを図ります。	●土地所有者や土地境界などの調査及び地籍測量の実施 ●測量結果のとりまとめ及び法務局との調整	●土地所有者や土地境界などの調査及び地籍測量の実施 ●測量結果のとりまとめ及び法務局との調整	 	事業推進
公共工事の適正化推進事業 工事価格の適正化や担い手の育成・確保などに取り組み、公共工事の安定的な執行を図ります。	●適正な設計書作成や工事管理・監督などに係る取組の推進 ・施工パッケージ型積算方式の対象工種の拡大 ・総価契約単価合意方式の本運用に向けた検討・調整 ・積算システムの改良 ●公共工事情報の電子化(CALS/EC)の取組の推進と効率的な情報共有による有効活用の検討 ●技術力の向上や計画的な人材育成のための職員研修等の実施	●適正な設計書作成や工事管理・監督などに係る取組の推進 ・施工パッケージ型積算方式の対象工種の拡大 ・総価契約単価合意方式の本運用に向けた検討・調整 ・積算システムの改良 ●公共工事情報の電子化(CALS/EC)の取組の推進と効率的な情報共有による有効活用の検討 ●技術力の向上や計画的な人材育成のための職員研修等の実施	  	事業推進
河川・水路財産管理業務 河川・水路の財産管理、河川台帳の調製及び保管、河川境界の確認業務を適正に行います。	●河川・水路等の適正管理 ●河川現況台帳の調製・有馬川 ●河川土地境界査定の実施	●河川・水路等の適正管理 ●河川現況台帳の調製・有馬川 ●河川土地境界査定の実施	 ●河川現況台帳の調製・片平川 	事業推進